

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第24号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） <u>（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 10 <u>令和6年4月1日前に能勢町財務規則（平成4年能勢町規則第48号）、行政財産使用料条例（昭和43年能勢町条例第176号）又は行政財産使用料条例施行規則（昭和43年能勢町規則第30号）の規定によりなされた行為のうち、水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u> 11 <u>能勢町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1～9 （略）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。